

4 令和8年度 いじめ防止基本方針

(1) 全体計画

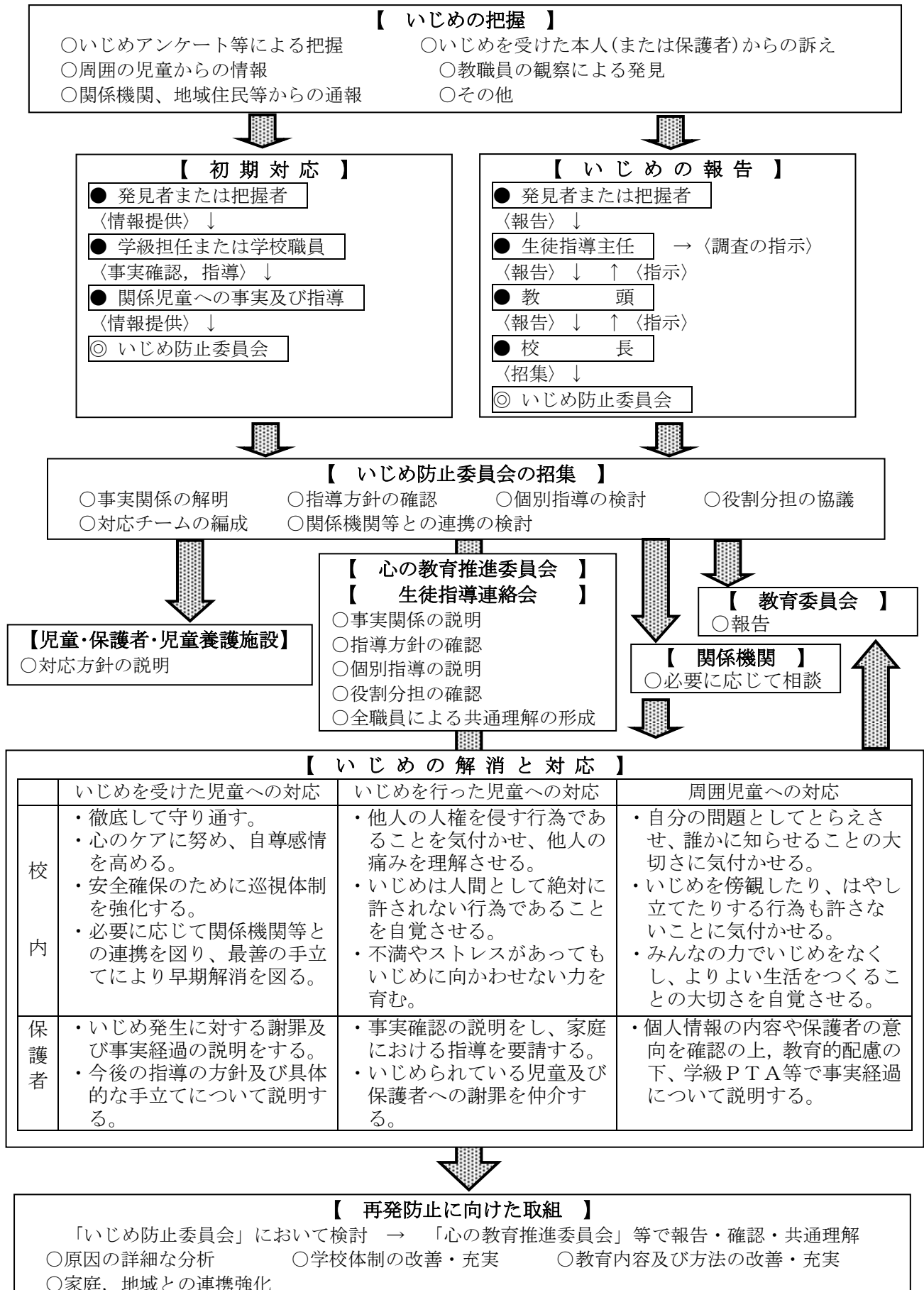


(2) 具体的な取組及び対応

ア はじめに

全職員が自分の学校、学級にもいじめがあるとの認識をもち、自分の学校、学級にいじめがあること自体を恥ずかしいことだと判断しない。むしろ、いじめを発見できるほど児童の実態・状況把握に努めることが尊重されると認識することが大事である。

イ いじめ発生時の対応フロー



(3) いじめが起こった場合の対応及び配慮事項

ア 担任だけで処理しようとするしない。

- ・ いじめの指導は学級集団のみならず、全校児童に対する指導が重要な意味をもつことから、組織的に対応する必要がある。

イ 全職員はいじめられた児童の心の支えになる。

- ・ いかなる場合も、いじめた側が悪いという認識をもち、いじめられたと主張する児童の気持ちを第一に尊重して対応する。

ウ 事実を正確に把握する。

- ・ いじめられた児童の主張を重視し、いじめた児童がいじめを否定することを認識しつつ慎重に正確に調査し記録に残す。

エ 迅速に対応する。

- ・ 事実の正確な把握は慎重に進めつつも、いじめ解消の対応は迅速にする。いじめられた児童や保護者が「何もしてくれない」という不信感を持つと問題が悪化する。

オ 指導の在り方を工夫する。

- ・ いじめの程度がそれほどひどくないときや巧妙で目に見えにくい場合は、担任及び全職員がいじめた児童及びいじめられる児童と毎日積極的にふれあい、いじめの解消に向けて対策をとる。
- ・ 身体的な危害を伴ったり、金銭をたかられたり、窃盗、万引き等の非行を強制されるような深刻ないじめの場合は、直ちにいじめた児童を調査し厳格な指導をする。

カ 保護者と協力していじめを解決する。

- ・ いじめられた児童の保護者に対しては、保護者の言い分を十分聞いて受容した後で、冷静に判断し対応する。
- ・ いじめた児童の保護者に対しては、どんな場合でもいじめは絶対に正当化できないことを強調し、謝罪に行く意義を話す。